

第 29 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和元年 11 月 25 日 (月)
- 2 開閉時間 午後 4 時開会 午後 5 時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 14 人
1 番 小原孝志 2 番 小野寺昭一 3 番 鈴木英博 4 番 佐藤美頭雄
5 番 佐々木辰善 6 番 寺崎秀子 7 番 相澤峰基 8 番 森脇豊仁
9 番 小川一也 10 番 山崎禎彦 11 番 斉藤哲子 12 番 北村浩光
13 番 舟根 禎 14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 長谷部事務局長、神田主幹兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 6 番 寺崎秀子、7 番 相澤峰基
- 9 議事内容
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の報告について
報告第 3 号 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況について
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の要請について
議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 5 号 遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断
について
議案第 6 号 土地の現況証明書の交付について

10 議事録本紙

- 議長 これから、第 29 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
会議の成立ですが、現在の出席委員数は 14 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。
諸般の報告です。
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
本会議の議事録署名委員は、6 番委員、7 番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」から日程第 4 報告第 3 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」までが報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 主事 それでは、議案 2 頁をご覧ください。
報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」でございます。
相続による農地取得の届出がありましたので報告します。
議案 3 頁、4 頁をご覧ください。
番号が 8 番から 10 番の 3 件でございます。
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでございます。
位置図は 5 頁から 7 頁に載せてありますので、ご確認願います。

続きまして、議案 8 頁をご覧ください。
報告第 2 号「農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の報告について」でございます。
農地所有適格法人の報告につきましては、農地法第 6 条第 1 項の規定により毎年、事業年度の終了 3 か月以内に事業の状況等について、農業委員会に報告する義務があります。
農業委員会は、その報告から農地所有適格法人の要件を満たしているか否かの確認をすることになっています。
農地所有適格法人の要件については、農地法第 2 条第 3 項で 4 点について定められており、1 点目が「法人形態要件」、2 点目が「事業要件」、3 点目が「議決権要件」、4 点目が「役員要件」について、それぞれの規定を満たすことが必要であるとしています。
報告書の提出状況について、議案 9 頁をご覧ください。
鷹栖町において、報告の義務がある農地所有適格法人は、一覧表のとおり、26 法人で現在、21 法人の報告を受理し、要件を確認済です。
[REDACTED] は、今年度より農地所有適格法人となったため、

来年度から報告が必要になる法人となっています。

確認内容については、本日配布しました赤の付箋の「農地所有適格法人要件確認書」のとおりとなっていますので、ご覧ください。

報告の無い法人4件については、これまで2回督促し、報告書の提出を促しているところです。

今後、あっせんにあたって、報告の無い法人との関わりがある場合、報告書の提出について、ご指導いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案10頁をご覧ください。

報告第3号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現況証明願書の提出がありましたので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会長専決規程第3条第9号の規定に基づき、現地確認委員を次のとおり指名しましたので報告します。

1番について、吉本会長、佐々木委員及び小川委員の3人の指名を専決処分しましたので、報告します。

報告について以上です。

議長

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

5番委員

農地所有適格法人の報告について過去何年間か提出がない法人については、もっと強く指導してよいのではないかと。

議長

そうします。

他にありませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、次の日程に入ります。

議長

続きまして、日程第5議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹

それでは、議案12頁をご覧ください。

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は13頁、14頁をご覧ください。

番号が39番から44番までの6件の通知を受理しました。

合意解約の理由については、各番号の各備考欄に記載されているとおりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が6か月以内であるかの確認については、39番から44番まで全て合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

説明は以上です。

議長 はい、議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第6議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案16頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

農地法第3条の規定に基づき、農地等の賃貸借に係る許可の可否について審議を求めます。

議案は17頁、18頁で、番号が14番の1件の許可申請がありました。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は19頁に載せてありますのでご確認願います。

14番については、貸主が高齢により耕作できなくなったことから、借主の経営規模拡大に係る農地の賃貸借です。

取得する農地には水稻を作付けする計画になっています。

14番の農地法第3条の許可要件については、議案20頁の調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしているとの判断をしました。

説明は以上です。

7番委員 私の関係する案件ですので退席します。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手
議長 はい、それでは議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

7番委員 委員着席
議長 続きまして、日程第7議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案22頁をご覧ください。
議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」でございます。
農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。
議案は23頁、24頁をご覧ください。
番号が6番、7番の2件でございます。
売買による集積で、所有権を移転する農用地の所在、地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経营地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡し
の時期は議案の記載のとおりです。
位置図は、25頁、26頁に載せてありますのでご確認願います。
この案件につきましては、あっせん案件でございますので、あっせん委員さんより補足説明を6番から順にお願いします。

9番委員 6番について、あっせん開始が11月21日、あっせん終了が11月16日あっせん回数3回で、単価が210,000円から230,000円で成立しています。
7番について、農業委員会で260,000円の評価でしたが、面積が大きくなっている状態での評価で、譲受人が基盤整備をしているため、近くの同じような土地を230,000円で売買していたため、単価を230,000円にしています。

議長 それでは、議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりましたので審議いたします。
質疑ございませんか。

委員 無しの声
議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手
議長 はい、それでは議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第8議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案30頁をご覧ください。
議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」でございます。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計

画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。
議案が 31 頁、32 頁をご覧ください。
番号が 49 番、50 の 2 件でございます。
49 番、50 番については、借主の規模拡大による新規の賃貸借です。
位置図については、33 頁、34 頁に載せてありますのでご確認ください。
利用権を設定する農用地、利用権を設定する者及び利用権の設定を受け
る者の住所、氏名、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。
35 頁、36 頁の利用権設定の調査書により内容を確認しています。
説明は以上です。

議長 はい、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わり
ましたので審議いたします。

6 番委員の議事参与の関係がありますので、49 番から審議したいと思
います。

6 番委員 私の関係する案件ですので退席します。

議長 49 番について質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 49 番について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 それでは 49 番については認めると決定しました。

6 番委員 委員着席

議長 50 番の案件についてです。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 50 番について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」は、認
めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 9 議案第 5 号「遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項
の「農地」に該当するか否かの判断について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案 38 頁をご覧ください。

議案第 5 号「遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当する
か否かの判断について」でございます。

農地法第 30 条に規定する利用状況調査及び荒廃農地の発生解消状況に
関する調査の実施に基づく、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか
否かの判断について、審議願います。

対象の農地については議案 39、40 頁、位置図は 41 頁から 43 頁までに載
せてありますので、ご覧ください。

また、本日配布しました黄色の付箋に全体の位置図、航空写真がありま
すので、ご確認願います。

対象の農地は3件6筆で、所在、地番、登記地目、面積、所有者、調査年月日、調査内容、現況地目、判断基準については議案の記載のとおりです。

令和元年10月21日に現地を確認している農地で、判断基準に基づき、非農地であるか判断していきます。

利用状況調査において、再生利用が困難な農地であると判定した場合、農業委員会総会において、非農地と判断できる取り扱いとなっております。

その取扱いに基づき、再生利用が困難な農地であると判定により、非農地として判断する状況です。

3件6筆については、全て非農地であると判断する見解としていますが、ご審議願います。

説明は以上です

議長

はい、議案第5号「遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第5号「遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第5号「遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第10議案第6号「土地の現況証明書の交付について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

主幹

それでは、議案44頁をご覧ください。

議案第6号「土地の現況証明書の交付について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現況証明書交付の可否について、審議を求めるものです。

議案45頁、46頁をご覧ください。

番号が10番で1件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、地目変更のためです。

位置図は47頁、現地調査票は48頁に載せてありますので、ご確認ください。

また、本日配布しました緑の付箋に航空写真及び現地写真もありますので、併せて、ご確認ください。

報告第3号で報告したとおり現地確認委員を指名し、11月14日に航空写真、現地写真で調査を行いました。

調査について、現地確認委員から報告をお願いします。

9番委員 はい、10番の案件について、11月14日、吉本会長、佐々木委員、私と事務局で調査を行いました。

10番について、願出のあった土地は、25年以上前から現地写真のとおり宅地と一体として利用してきた経緯があります。

宅地と一体的に利用していた年数が相当経過していることを踏まえ、農地以外であると判断しました。

報告は以上です。

議長 はい、議案第6号「土地の現況証明書の交付について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第6号「土地の現況証明書の交付について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第6号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

主幹 議案49頁をご覧ください。

「次回の定例会について」ですが、12月23日月曜日、午後4時30分からでよろしいでしょうか。

議長 12月23日月曜日でよろしいでしょうか。

委員 問題なし。

主幹 第30回定例会は、12月23日月曜日、午後4時30分から定例会でよろしくをお願いします。

主な関係機関の日程については記載のとおりでございます。

2の農地移動適正化あっせん申出状況について石塚から説明します。

主事 本日配布しました青の付箋をご覧ください。

前回の定例会から4件申出の追加があり、全部で33件となっています。追加になった4件分のあっせん委員を決めていただきたいと思います。

議長 私が指名してもよろしいですか。

委員 無しの声。

議長 30番が3番委員、10番委員、13番委員、31番が2番委員、4番委員、11番委員、32番が3番委員、10番委員、13番委員、33番が3番委員、10番委員、13番委員でお願いします。

主幹 (事務連絡)

議長 それでは、以上をもって第29回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。